

令和元年度 公文書開示状況（10月決定分） 東京都固定資産評価審査委員会

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
1	R1. 7. 1	R1. 10. 25	令和元年7月1日までに作成された口頭意見陳述調書（保存期間内のものうち56件）	386	1					1	1	1								<p>(7条2号) 当該事項（申出人の氏名等）は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、これらを公にすることにより、個人の権利益を害するおそれがあるため 当該事項（発言部分）には申出人の意見や考えが含まれていること、当該事項の内容によって申出人の感情等も類推することができることなど、人格と密接に関わる部分があり、公にすることで個人の権利益を害するおそれがあるため</p> <p>(7条3号) 当該事項（申出人の名称等）は、法人の所有する他の情報と照合することにより財産情報が特定されることから、これらを公にすることにより、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため 当該事項（発言部分）は、通常、第三者は知り得ない税務情報を構成するものであることから、これらの情報を公にすることにより、当該法人の内部情報ともいべき所有財産に係る情報が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号) 特定の個人の印影は、公にすることにより印影が偽造されるなど、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条6号) 税務調査等において収集したこれらの情報（申出人の氏名又は名称等）は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため 当該事項（発言部分）は、通常第三者が知り得ない税務情報を構成するものであり、非公開を前提としているため、開示されることとなると、申出人が自由かつ率直な意見を差し控える、又は口頭意見陳述自体を希望しない等により、書面では十分にその意を尽くせない点の補充等ができないなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 当該事項（発言部分）は、通常第三者が知り得ない税務情報を構成するものであり、非公開を前提としているため、申出人は口頭意見陳述でのみ当該情報が活用されるものと信頼して発言しているものであり、当該事項の一部でも公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため</p>	東京都固定資産評価審査委員会